【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【報告者の名称】	かどや製油株式会社
【報告者の所在地】	東京都品川区北品川五丁目１番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川五丁目１番18号
【電話番号】	03-6721-6957（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部　管理部長　　水嶋　寛
【縦覧に供する場所】	かどや製油株式会社 （東京都品川区北品川五丁目１番18号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「当社」とは、かどや製油株式会社をいいます。
（注２）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社ITG-Gホールディングスをいいます。
（注３）　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
（注６）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注７）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
（注８）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年９月15日付で提出いたしました意見表明報告書（当社が2026年10月29日付、2026年10月30日付、2026年11月９日付、2026年11月11日付、2026年11月13日付及び2026年11月24日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の10第８項において準用する法第27条の８第２項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

３　買付け等の概要
４　当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等
(2) 意見の根拠及び理由
①　本公開買付けの概要
②　公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置
⑥　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

３【買付け等の概要】

（訂正前）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年９月15日（火曜日）から2026年11月26日（木曜日）まで（47営業日）
買付け等の価格	当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）１株につき、金2,655円
買付予定数の上限	―（株）
買付予定数の下限（注１）	13,847,100（株）

＜後略＞

（訂正後）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年９月15日（火曜日）から2026年12月15日（火曜日）まで（60営業日）
買付け等の価格	当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）１株につき、金2,655円
買付予定数の上限	―（株）
買付予定数の下限（注１）	13,847,100（株）

＜後略＞

４【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

（２）【意見の根拠及び理由】

①　本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて当社が2026年10月28日付で公開買付者に対して行った本申入れ（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）について検討する中で、2026年11月６日、本公開買付けの開始以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、当社の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を2,514円から2,655円に変更することを決定したとのことです。公開買付者は、2026年11月６日、当社に対して、本公開買付価格を2,514円から2,655円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月６日付条件変更」といいます。）。本公開買付価格2,655円は、当該再提案の提出日の前営業日である2026年11月５日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値3,145円に対して15.58％、直近１ヶ月間の終値単純平均値2,792円に対して4.91％のディスカウントを行った価格となり、また、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,941円に対して36.79％、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,747円に対して51.97％のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けの開始以降も、法人株主との間で、各法人株主が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することについての協議の実施を図っているものの、協議が調っていない状況であることから、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格（2,655円）は、本公開買付けの開始時点と同様に法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格であり、本Ｃ社提案において本自己株式取得（Ｃ社）を実行せず本公開買付け（Ｃ社）のみを実行する場合の公開買付価格（Ｃ社）（2,654円）を上回るものとのことです。さらに、本Ｃ社提案においては、創業家法人株主（以下に定義します。以下同じです。）が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）として3,000円及び2,872円が示されているとのことですが、小澤氏は、2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏よりかかる意向を確認していることから、公開買付者は、当該各価格はその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えているとのことです。なお、創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象とならないことを前提とした場合の公開買付価格（Ｃ社）の上限は、Ｃ社が法人株主との間で不応募契約を締結することができた場合の2,907円とのことですが、本公開買付けにおいて法人株主との間で不応募合意が締結された場合の本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は2,944円となり、同一の前提で比較した場合においても、本公開買付価格は公開買付価格（Ｃ社）を上回るものとのことです。また、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）は、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされておりますが、公開買付者は、以下の理由から、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は、実現する見込みが乏しい一方で、本公開買付けは当社の株主の皆様にとって実現及び享受が可能な条件を提供するものであると考えているとのことです。すなわち、(ⅰ)Ｂ社は本公開買付け（Ｂ社）の公表及び開始について当社取締役会の賛同を前提としているところ、本Ｂ社再提案は本公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、当社は本Ｂ社再提案を理由として本賛同意見表明を撤回又は変更することができず、また、当社及び本特別委員会は本Ｂ社再提案に賛同することはできないことから、本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えているとのことです。また、(ⅱ)本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は、法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、本Ｂ社再提案においては、当該合意が成立しない場合の公開買付価格（Ｂ社）は示されていません。この点、上記のとおり、小澤氏は、2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、小澤物産及び小澤商事との間の自己株式取得に係る合意を前提とする自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③における公開買付価格（Ｂ社）は、その前提を欠くものと考えているとのことです。そのため、公開買付者としては、公開買付価格（Ｂ社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えているとのことです。

＜中略＞

Ⅱ　本公開買付けの成立後（2026年11月下旬）

＜中略＞

Ⅲ　本最終株式併合後（2027年２月下旬）（予定）

＜中略＞

Ⅳ　本貸付け等後（2027年３月上旬）（予定）

＜中略＞

Ⅴ　本自己株式取得後（2027年３月下旬）（予定）

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて当社が2026年10月28日付で公開買付者に対して行った本申入れ（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）について検討する中で、2026年11月６日、本公開買付けの開始以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、当社の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を2,514円から2,655円に変更することを決定したとのことです。公開買付者は、2026年11月６日、当社に対して、本公開買付価格を2,514円から2,655円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月６日付条件変更」といいます。）。本公開買付価格2,655円は、当該再提案の提出日の前営業日である2026年11月５日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値3,145円に対して15.58％、直近１ヶ月間の終値単純平均値2,792円に対して4.91％のディスカウントを行った価格となり、また、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,941円に対して36.79％、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,747円に対して51.97％のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けの開始以降も、法人株主との間で、各法人株主が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することについての協議の実施を図っているものの、協議が調っていない状況であることから、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格（2,655円）は、本公開買付けの開始時点と同様に法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格であり、本Ｃ社提案において本自己株式取得（Ｃ社）を実行せず本公開買付け（Ｃ社）のみを実行する場合の公開買付価格（Ｃ社）（2,654円）を上回るものとのことです。さらに、本Ｃ社提案においては、創業家法人株主（以下に定義します。以下同じです。）が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）として3,000円及び2,872円が示されているとのことですが、小澤氏は、2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏よりかかる意向を確認していることから、公開買付者は、当該各価格はその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えているとのことです。なお、創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象とならないことを前提とした場合の公開買付価格（Ｃ社）の上限は、Ｃ社が法人株主との間で不応募契約を締結することができた場合の2,907円とのことですが、本公開買付けにおいて法人株主との間で不応募合意が締結された場合の本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は2,944円となり、同一の前提で比較した場合においても、本公開買付価格は公開買付価格（Ｃ社）を上回るものとのことです。また、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）は、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされておりますが、公開買付者は、以下の理由から、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は、実現する見込みが乏しい一方で、本公開買付けは当社の株主の皆様にとって実現及び享受が可能な条件を提供するものであると考えているとのことです。すなわち、(ⅰ)Ｂ社は本公開買付け（Ｂ社）の公表及び開始について当社取締役会の賛同を前提としているところ、本Ｂ社再提案は本公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、当社は本Ｂ社再提案を理由として本賛同意見表明を撤回又は変更することができず、また、当社及び本特別委員会は本Ｂ社再提案に賛同することはできないことから、本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えているとのことです。また、(ⅱ)本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は、法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、本Ｂ社再提案においては、当該合意が成立しない場合の公開買付価格（Ｂ社）は示されていません。この点、上記のとおり、小澤氏は、2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、小澤物産及び小澤商事との間の自己株式取得に係る合意を

前提とする自己株式取得ストラクチャー（B社）②及び自己株式取得ストラクチャー（B社）③における公開買付価格（B社）は、その前提を欠くものと考えているとのことです。そのため、公開買付者としては、公開買付価格（B社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えているとのことです。

その後、公開買付者は、①当社が2026年11月20日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年11月20日付当社プレスリリース」といいます。）において、(ⅰ)当社及び本特別委員会が、2026年11月13日付で、三井物産（以下に定義します。）より、B社より当社が同月２日付で受領した本B社再提案に関する三井物産の同日時点における見解及び本特別委員会に対する要請を記載した書面（以下「11月13日付三井物産書面」といいます。）を受領し、これに対し本特別委員会は、同月18日付で、三井物産に対して、本B社再提案に応じることができない旨を書面により回答した旨、並びに(ⅱ)当社及び本特別委員会が、同月20日時点において、Best & Finalプロセス（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）を実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識している旨を、当社が公表したこと、並びに②当社が2026年11月25日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、当社が、2026年11月20日付で、C社より、本C社再提案（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）を受領した旨を、当社が公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じ、また、当社に対し、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）及び本C社再提案並びにBest & Finalプロセスの実施の可否につき検討を継続させるとともに、当社の株主の皆様に対しても、本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間を2026年11月26日から同年12月15日まで延長し、合計60営業日とすることを決定したとのことです。

＜中略＞

Ⅱ　本公開買付けの成立後（2026年12月中旬）

＜中略＞

Ⅲ　本最終株式併合後（2027年３月上旬）（予定）

＜中略＞

Ⅳ　本貸付け等後（2027年３月下旬）（予定）

＜中略＞

Ⅴ　本自己株式取得後（2027年４月上旬）（予定）

＜後略＞

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（ⅱ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

＜前略＞

なお、小澤氏は、2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏より、かかる意向を確認しているとのことです。そのため、公開買付者は、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本Ｃ社提案において創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における3,000円及び2,872円）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えているとのことです。また、公開買付者は、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は本11月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされているものの、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、(ⅰ)本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えているとのこと、及び(ⅱ)本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、特に自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）における公開買付価格（Ｂ社）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものと考えているとのことから、公開買付価格（Ｂ社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えているとのことです。

（訂正後）

＜前略＞

なお、小澤氏は、2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏より、かかる意向を確認しているとのことです。そのため、公開買付者は、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本Ｃ社提案において創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における3,000円及び2,872円）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えているとのことです。また、公開買付者は、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は本11月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされているものの、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、(ⅰ)本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えているとのこと、及び(ⅱ)本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、特に自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）における公開買付価格（Ｂ社）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものと考えているとのことから、公開買付価格（Ｂ社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えているとのことです。

さらに公開買付者は、2026年11月13日、本特別委員会より、公開買付者及びＣ社が互いの提案内容を踏まえて公開の場で逐次的に提案価格を引き上げ、その都度公開買付期間が延長されるという状況が継続し、本取引をめぐる不確実な状況がいたずらに長期化されれば、当社の事業運営その他の企業活動に多大な負担を強いることとなり、ひいては当社の企業価値を大きく毀損する事態を招きかねないとの懸念を本特別委員会として抱いている旨、そのような事態を可能な限り回避しつつ、株主共同の利益を最大限確保する観点から、両候補者に対し、以下「Best & Finalオファー」（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）を提示する機会を同じタイミングで付与した上で、当社及び本特別委員会において両候補者の提案を比較・検討し、Best & Finalプロセスを実施することを検討しており、小澤氏及びインテグラルに対し同プロセスへの協力を要請する旨、並びに同プロセスを実施する場合には、Best & Finalオファー期限（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）までに、小澤氏及びインテグラルにおいて提出可能な最善かつ最終的な条件を提示し、本公開買付契約を適切に変更するとともに、当該期限後は追加的な提案又は提案価格の引上げを行わないよ

う要請する旨等を記載した書簡を受領したとのことです。これを踏まえ、同年11月18日、小澤氏及びインテグラルは、当社取締役会及び本特別委員会に対し、(ⅰ)C社においてもBest & Finalオファー期限後は追加的な提案又は提案価格の引上げを行わないことを小澤氏及びインテグラルと同等の内容で確約し、公表すること、(ⅱ)上記のとおり、小澤氏は2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明していることから、小澤氏及びインテグラル以外の候補者の提案のうち、創業家法人株主が不応募契約を締結し当社による自己株式取得に応じることを前提とするケースの公開買付価格は、比較対象としないこと、(ⅲ)本公開買付契約の変更は、Best & Finalプロセスの実施に必要な範囲に限ること、並びに(ⅳ)小澤氏及びインテグラルがBest & Finalプロセスにおいて最終候補者に選定された場合には、本取引を確実に実行するための十分な取引保護条項を本公開買付契約に規定することを条件に、Best & Finalプロセスの実施に賛同するとともに、本公開買付契約の変更についても誠実に協議する用意があることを表明する旨の書簡（以下「11月18日付書簡」といいます。）を提出したとのことです。

しかしながら、当社による2026年11月20日付当社プレスリリースを通じて、当該Best & Finalプロセスに関して、C社からは、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保の観点から適切な方法とは言えない旨、三菱商事からは、同月18日時点ではBest & Finalプロセスへの賛同を表明することができないが、Best & Finalプロセスへの協力を一律で拒むものではなく、一定の事項を前提として必要な協力を行う用意がある旨、三井物産からは、①Best & Finalプロセスは、より高い価格の提案がなされても三井物産がこれに応じないことを、提案内容が判明する前に約束するよう求め、三井物産を含む当社株主がより高い対価を受領する機会を事前に放棄させるものであり、同日時点において、B社から本公開買付価格を上回る提案がなされているにもかかわらず、B社を検討対象から除外したままBest & Finalプロセスを実施することは、株主共同の利益に資さない要請であること、②比較・評価の基準、最終候補者の決定方法が具体的に示されておらず、一般株主がより高い価格で売却する機会が、公平かつ公正な手続によって確保されているか疑問が残ると考えており、本B社再提案を比較検討の対象から事実上除外したまま行われる点において、Best & Finalプロセスが公平かつ公正な手続とはいいがたいことをもって、Best & Finalプロセスへの協力要請には応じることができない旨の回答をそれぞれ受領しており、当社及び本特別委員会としては、同日時点においては、Best & Finalプロセスを実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識している旨が公表されたとのことです。公開買付者としては、当該公表を踏まえても11月18日付書簡の内容に変更はなく、同書簡に記載の条件の下でBest & Finalプロセスの実施に賛同する意思を有しているところ、当社に対しては、引き続き本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）及び本C社再提案並びにBest & Finalプロセスの実施の可否につき検討を継続させるとともに、当社の株主の皆様に対しても、本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間を2026年11月26日から同年12月15日まで延長し、合計60営業日とすることを決定したとのことです。

また、公開買付者は、本C社再提案の受領を受けて当社が2026年11月21日付で公開買付者に対して行った本11月21日協議申入れ（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）についても慎重に検討しており、本公開買付けへの不応募及び本自己株式取得に応じる旨の合意の締結に向け、法人株主との協議も継続する予定とのことです。なお小澤氏は、2026年11月27日時点において、本C社再提案を踏まえても、11月６日付小澤氏表明（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）を維持する意向を有しており、公開買付者としても小澤氏より、かかる意向を確認しているとのことです。

④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（訂正前）

＜前略＞

当社及び本特別委員会は、以上の各回答を踏まえ、2026年11月24日時点において、Best & Finalプロセスを実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識しております。今後の対応については、本取引をめぐる不確実な状況の長期化による当社の企業活動への負担、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保等の観点から、引き続き検討してまいります。

以上を踏まえ、2026年11月24日時点においても、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

（訂正後）

＜前略＞

当社及び本特別委員会は、以上の各回答を踏まえ、2026年11月24日時点において、Best & Finalプロセスを実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識しております。今後の対応については、本取引をめぐる不確実な状況の長期化による当社の企業活動への負担、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保等の観点から、引き続き検討してまいります。

以上を踏まえ、2026年11月24日時点においても、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

その後、当社は、Ｃ社から、2026年11月20日付で、本公開買付け（Ｃ社）及び本取引（Ｃ社）に係る法的拘束力を有する最終意向表明書（再提出）（以下「本Ｃ社再提案」といいます。）（注12）を受領いたしました。本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社は、本Ｃ社提案の提出後の三菱商事及び三井物産との協議の進捗、公開買付者が同年11月11日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書の内容を踏まえ、本Ｃ社再提案を提出したとのことです。本Ｃ社再提案によれば、本Ｃ社再提案には本Ｃ社提案の内容のうち変更が生じた事項のみが記載されており、本Ｃ社再提案に記載のない事項については、本Ｃ社提案の記載から変更はないとのことです。なお、本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社は、本Ｃ社再提案の提出にあたり、事前に法人株主に本Ｃ社再提案の最終版ドラフトを共有したうえで提出しているとのことです。また、本Ｃ社再提案において、当社は、Ｃ社から、当社が2026年11月20日に公表しました「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」に記載のBest & Finalプロセスについては、2026年11月18日付で回答したとおり、同プロセスの実施に同意しかねるものの、本Ｃ社再提案に記載の条件が、当社の一般株主を含む全ての株主にとって最も有利な条件であると確信しているとして、本Ｃ社再提案に基づき、本Ｃ社再提案を当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に最も資する提案として評価し、本公開買付け（Ｃ社）に対する賛同を検討するよう要請を受けました。

本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社は、本Ｃ社提案と同様に、当社株式のうち、法人株主及び創業家株主（以下、併せて「大株主各社」といいます。）が保有する当社株式については、これらの株主との間で不応募契約を締結し、当該契約に基づく本自己株式取得（Ｃ社）を、その他の株主が保有する当社株式については、本公開買付け（Ｃ社）により取得することを予定しているとのことです。

（ア）法人株主との協議の状況

本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社は、法人株主との間で、一定のフィデューシャリー・アウト条項付きの公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（Ｃ社）」といいます。）の締結について協議しているとのことです。本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社は、法人株主とのこれまでの協議により、法人株主から、法人株主が、それぞれ以下の条件を満たすことを前提として、公開買付者との間で不応募及び自己株式取得に関する契約を締結する予定は2026年11月20日時点では想定されていないものと伝達を受けているとのことです。

・三菱商事においては、2026年11月20日時点の大株主各社の合意又は表明の状況にかかわらず、創業家株主を含めた大株主各社の全てが不応募及び自己株式取得に関する契約を締結していることを前提とした場合におけるＣ社の提案に係る公開買付価格及び対価総額（100%株式価値）の双方が、公開買付者における同一の前提を置いた場合の公開買付価格及び対価総額（100%株式価値）をそれぞれ上回ること

・三井物産においては、2026年11月20日時点の大株主各社の合意又は表明の状況にかかわらず、創業家株主を含めた大株主各社の全てが不応募及び自己株式取得に関する契約を締結していることを前提と

した場合におけるＣ社の提案に係る公開買付価格及び対価総額（100％株式価値）の双方が、公開買付者、Ｂ社（本Ｂ社再提案及び不応募契約締結時点における提案（もしあれば）を含みます。以下同じです。）、並びに不応募契約締結時点において提案を行う第三者（もしあれば。以下同じです。）における同一の前提を置いた場合の公開買付価格及び対価総額（100％株式価値）をそれぞれ上回ること

したがって、本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社は、法人株主が、大株主各社の全てが不応募及び自己株式取得に関する契約を締結していることを前提とした場合における提案価格のそれぞれと比較した場合に、公開買付者の提案に係る公開買付価格及び対価総額（100％株式価値）がＣ社の提案、Ｂ社及び不応募契約締結時点において提案を行う第三者の提案をそれぞれ上回らない限り、公開買付者との間で不応募及び自己株式取得に関する契約を締結する予定は2026年11月20日時点では想定されていないものと認識しているとのことです。

（イ）法人株主の意向を踏まえた提案価格の比較

本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社は、上記の法人株主の意向も踏まえ、両候補者の提案は、2026年11月20日時点の各社の合意又は表明の状況にかかわらず、創業家株主を含む大株主各社の同意の取得状況について同一の前提を置いて比較することが合理的であり、当該比較において、公開買付価格（Ｃ社）は本公開買付価格を256円上回ると考えているとのことです（下表１行目）。

また、本Ｃ社再提案によれば、仮に当社及び本特別委員会が2026年11月９日付で公表した比較の方法（11月６日付小澤氏表明を踏まえ、創業家株主からの同意を前提とする価格を比較対象から除外する前提のもとでの上限価格の観点から比較する方法）と同等の方法を用いた場合であっても、上記のとおり、法人株主は、少なくとも公開買付者の提案がＣ社の提案を上回らない限り公開買付者との間で不応募及び自己株式取得に関する契約を締結する予定は2026年11月20日時点においてないことから、かかる予定を前提とする上限価格（以下「株主意向に係る前提付き上限価格」といいます。）は、公開買付者においては創業家株主のみが合意するケースの2,655円、Ｃ社においては法人株主が合意するケースの3,101円となり、公開買付価格（Ｃ社）が公開買付者の提案に係る公開買付価格を446円上回ると考えているとのことです（下表２行目）。

比較の前提	本公開買付価格（円）	公開買付価格（Ｃ社）（円）	公開買付者　100％株式価値（百万円・Ｃ社試算）	Ｃ社　100％株式価値（百万円）
大株主各社の全てが合意（大株主各社の合意に関して同一の前提を置いた比較）	2,944	3,200	72,017	78,238
株主意向に係る前提付き上限価格（公開買付者：創業家株主のみ合意／Ｃ社：法人株主が合意）	2,655	3,101	71,345	78,249

（※１）　本公開買付価格は、公開買付者が提出した公開買付届出書の訂正届出書及び当社のプレスリリース等の公表情報に基づくものであり、公開買付者の提案に係る100％株式価値は、当該公表情報をもとにＣ社が試算したものとのことです。

（※２）　本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社は、株主意向に係る前提付き上限価格による上記比較について、かかる方法は適切な比較方法とは言い難いと考えているものの、当社の判断の参考として、当社及び本特別委員会が2026年11月９日付で公表した比較方法と同等の方法による比較結果を示したものとのことです。

また、本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社が前提とする当社の100％株式価値は、いずれのケースにおいても約782億円（78,229百万円から78,249百万円）である一方、公開買付者の提案価格を前提とすると、その基礎となる当社の100％株式価値は、Ｃ社の試算では、最大のケースでも約720億円（大株主各社の全てが合意するケースにおける72,017百万円）にとどまるとのことです。なお、本Ｃ社再提案によれば、公開買付者の提案において小澤商事が継続保有することとされている株式を本公開買付価格で評価した場合であっても、公開買付者の提案における100％株式価値は最大でも約724億円にとどまり、Ｃ社の提案における100％株式価値約782億円を下回るとの結論に変わりはないとＣ社は考えているとのことです。

（ウ）本Ｃ社再提案における公開買付価格等

本Ｃ社再提案によれば、公開買付価格（Ｃ社）及び本自己株式取得（Ｃ社）に係る１株当たりの自己株式取得価格は、大株主各社のうちいずれの株主から本公開買付け（Ｃ社）への不応募及び本自己株式取得（Ｃ社）への同意が得られるかに応じて、下表のとおりとのことです。また、本Ｃ社再提案によれば、各ケースの価格に対応する当社の100％株式価値（本公開買付け（Ｃ社）及び本自己株式取得（Ｃ社）により当社の株主（当社を除きます。）に支払われる対価（税引前の名目額）の総額）は、下表のとおりいずれのケースにおいても約782億円とのことです。

大株主各社の同意状況	公開買付価格（C社）（円）	自己株式取得価格　法人株主（円）	自己株式取得価格　小澤物産（円）	自己株式取得価格　小澤商事（円）	100％株式価値（百万円）	本公開買付価格（円）（注14）	公開買付価格（B社）（円）（注14）
大株主各社の全てが合意	3,200	2,627	2,541	2,897	78,238	2,944	3,044
法人株主が合意	3,101	2,547	―	―	78,249	―	2,950
三菱商事のみ合意	2,973	2,442	―	―	78,238	―	―
三井物産のみ合意	2,945	2,420	―	―	78,229	―	―
創業家株主のみ合意	―	―	―	―	―	2,655	―
いずれの大株主とも合意なし（全株主応募）	2,830	―	―	―	78,231	―	―

（※１）　本C社再提案によれば、創業家株主がC社との間で不応募契約の締結に向けた協議を希望する場合には、C社として誠実に応じる所存であるとのことです。

（※２）　本C社再提案によれば、自己株式取得価格の設定の考え方（各大株主が本自己株式取得（C社）に応じた場合に得られる税引後手取り額が、本公開買付け（C社）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となる水準とすること）は、本C社提案から変更はないとのことです。

（注12）　本C社再提案における本公開買付け（C社）の主要条件は以下のとおりです。
－普通株式１株当たりの公開買付価格：大株主各社からの同意の取得状況に応じて、2,830円から3,200円とするとのことです（各ケースの公開買付価格（C社）は上表のとおりです。）。
－買付主体：本取引（C社）のための特別目的会社
－公開買付期間：30営業日を想定しているものの、公開買付期間満了のタイミングに照らし、30営業日を若干上回る期間を設定することも検討
－買付予定数の上限：なし
－買付予定数の下限：当社の総株主の議決権の３分の２に相当する株式数から、本公開買付け（C社）の開始時点において不応募契約等を締結済みの大株主各社の保有株式に係る議決権数に相当する株式数（単元未満株式を除きます。）を控除した株式数
－本C社再提案によれば、C社は一定の前提条件（注４）が全て充足されることを条件として、2026年12月上旬頃に公開買付けを開始することを想定しているとのことです。

（注13）　本C社再提案によれば、C社は、本取引（C社）実行の資金をC社が投資関連サービスを提供し又はC社の関係会社が管理・運営するファンドによるエクイティ出資及び金融機関からの借入れにより賄うことを想定しているとのことであり、本C社再提案には、本C社再提案に記載の買付価格を前提として更新されたC社ファンドによるエクイティ・コミットメント・レターが添付されています。また、本C社再提案によれば、金融機関２行によるコミットメント・レターについては本C社提案に添付されたものから変更はなく、本C社再提案における買付価格の引上げに伴う必要資金の増加分は、全て同ファンドによるエクイティ出資により賄う予定であり、本C社再提案に記載のスケジュールで本取引（C社）を進めるにあたって、資金調達の面での懸念事項は2026年11月20日時点でなく、かかる資金調達構成により、本取引（C社）後の当社の財務負担が本C社提案における想定から増加することはないとのことです。さらに、本C社再提案によれば、本C社再提案の提出にあたっては、本C社再提案に記載の買付価格その他の条件について、C社ファンドの諮問委員会における追加承認決議を経ており、条件の変更がない限り、本取引（C社）の実行に際して、C社ファンド内において追加で必要となる承認手続きは特段ないとのことです。

（注14）　公開買付者の提案に係る本公開買付価格及びB社の提案に係る公開買付価格（B社）については、株主の皆様のご参照の便宜の観点から、当社の判断で、併記しています。

当社及び本特別委員会は、本C社再提案を受領したことを踏まえて、本C社再提案が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しております。当社は、本C社再提案が上記のようなものであり、公開買付価格（C社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本C社再提案は、本公開買付契約に基づき、適格対抗提案に該当すると評価しており、また、本C社再提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れるこ

とが妥当であると判断いたしました。そのため、当社は、2026年11月21日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております（以下「本11月21日協議申入れ」といいます。）。なお、公開買付者が、本公開買付契約に定める期限である12月２日までに本公開買付価格を公開買付価格（Ｃ社）以上の金額に変更することができないとの判断をするまで、本賛同意見表明を維持することは、当社の取締役の善管注意義務違反を構成するものではないと判断しております。また、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本11月21日協議申入れを行った日から７営業日を経過する日又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026年11月25日までに（ただし、公開買付者が本公開買付期間を延長する場合には、本11月21日協議申入れを行った日から７営業日を経過する日である同年12月２日までとなります。）、本公開買付価格を公開買付価格（Ｃ社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、当社は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく当社の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされております。

他方、当社は、2026年11月26日付で、Ｂ社から、競合提案者が提案する取引条件を考慮し、Ｂ社による当社の非公開化に係る提案を撤回する旨及び当社との間で締結した秘密保持契約書において定義される秘密情報を、同契約書の規定に従って破棄又は消去した旨の連絡を受領しております。したがって、Ｂ社による当社の非公開化に係る検討は終了しております。

当社及び本特別委員会は、かかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びＣ社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討してまいります。なお、2026年11月27日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

（３）【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑥　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

（訂正前）

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、47営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

（訂正後）

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、60営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞